



【第93回】2015年5月29日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

軽減税率は戦後史上最悪の「経済愚策」である

消費税軽減税率の問題点(2)

戦後史上最悪の経済政策と 政治のポピュリズム



今後、軽減税率議論は生鮮食料品を軸に議論が進

んでいけだろが、その区分けを見ると首をひねらざるを得ない

Photo:naka-Fotolia.com

消費税10%時における軽減税率について、3案が与党税制協議会から公表された。今後、生鮮食料品を軸に議論が進んでいけだろ。精米は対象になるがパンやうどんはダメ、マグロだけの刺身はいいが刺身の盛り合わせはダメ、野菜も単品はいいがミックス野菜は外されることになる。スーパーはこれを適正に管理し、消費者への説明も求められる。

莫大な社会コストを導入して得られる効果は、一世帯当たり年間数千円で、かつ高所得者に多くの恩恵が及ぶ(低所得者対策ではない)。新聞は、自ら軽減税率を要求する当事者なので、そのデメリットに目をつぶり、報道は中立でなくなっている。このような「戦後史上最大の愚策」が、政治のポピュリズムの中で行われようとしている。驚くべき政治とマスコミの劣化だ。

議論は「生鮮食料品」中心か？ 与党税制協議会の3案の中身

前回に引き続き、軽減税率の課題を述べる。5月22日、与党税制協議会(以下、与党協)は軽減税率に関する具体案として、以下の3案を公表した。今後秋までにこの3案を中心に、政案を得るべく議論が進んでいく。

	対象品目	財源 (1%当たり)	効果 (軽減税率を8%とした場合の年間世帯負担軽減額)	区分経理 (インボイス)
第1案	アルコール類を除く 飲食料品	6,600億円	低所得世帯 8,470円 高所得世帯 19,759円	EU型インボイス(ただし3年程度の経過措置)
第2案	生鮮食料品	1,700億円	低所得世帯 2,325円 高所得世帯 4,938円	同上
第3案	精米	200億円	低所得者世帯 290円 高所得者世帯 517円	区分経理に応じた請求所等保存方式

(筆者作成)

この3案の中で最も可能性が高いのは、「生鮮食料品」であろう。なぜなら、食料品全般の場合の減収額は、軽減税率を8%とすると1.3兆円に上り、この減収を賄うためには消費税率を0.5%程度引き上げる(10.5%になる)などの増税が必要となる。

一方「精米」だけではあまりに低所得者対策として実効性は乏しく、公明党のメンツがつぶれることになる。そこで、残る「生鮮食料品」を中心に議論が進むことになるだろう。

その場合の問題点は、対象品目の選定と、それを執行するための区分経理（インボイス）の導入の2点である。今回は、「対象品目の選定」の問題に的を絞って議論したい。

この区分で納得が行くか？ 常識とは異なる「生鮮食料品」

与党協の資料を見ると、生鮮食料品の定義は食品表示法（消費者庁所管）の規定に従うとの記述がある。これは、税法独自で生鮮食料品を定義すると、事業者にも二重管理が生じるなど混乱の元になるという理由である。

税法では、様々な概念を他の法令から「借用する」（借用概念）ことをしており、それが法的安定性に役立つという考え方が取り入れられている。

食品表示法の中身は、次の URL を参照していただきたい。
(http://www.caa.go.jp/foods/qa/seisen01_qa.html#a01 の問 17 など)

そうすると、次の表のようなことになる。

軽減税率	標準税率
精米	パン、おもち、おにぎり
野菜、カットレタス	ミックスサラダ
マグロの刺身	マグロと鯛の刺身の盛り合わせ
松坂牛ステーキ肉	バーベキュー用肉盛り合わせ
生乳（加熱殺菌なし）	牛乳（加熱殺菌あり）
生わさび	チューブ入りわさび

（与党

協の資料に基づき筆者作成）

どうだろう。この区分に納得がいくだろうか。とりわけ単品では生成食料品でも、組み合わせるとそうではなくなる。これが食品表示法の定義である。単身者や高齢者にとって利便性の高いカット野菜の盛り合わせも標準税率ということでは、世の中の理解も得にくいと思われる。

「組み合わせ商品」は煩雑 難しい値付け・価格表示

第2点目は、食料品の「組み合わせ商品」の値付けの問題である。

わが国の場合、ほとんどのスーパーの価格は、「税抜き」と「税込み」の両方が書いてある。「税抜き」だけの表示も認められているが、食品棚はおおむね併記である。

与党協の資料では、「サーモンの刺身」と「いくらしょうゆ漬け」をギフトセットとして別個に包装して販売する場合には、「サーモンの刺身」は生鮮食料品として軽減税率の対象となる。しかし別個に包装しない場合には、全体が標準税率となる。「カット野菜」と「ドレッシング」も、別々の商品で販売すれば「カット野菜」は軽減税率になるとの事例が掲載されている。

また「商品が不可分でない場合」には、軽減対象とそうでない商品のそれぞれの時価で案分して課税計算をすることになる。

フルーツの盛り合わせ(不可分でない場合)を考えてみよう。お歳暮やお中元には、メロンとジュースが(別個に)セットとなっている商品が出回る。メロンは生鮮だがジュースは生鮮ではないので標準税率となる。業者は、両方の原価比率を計算して値段・税率を決めなければならない。

このような場合、どのような価格表示になるのだろうか。

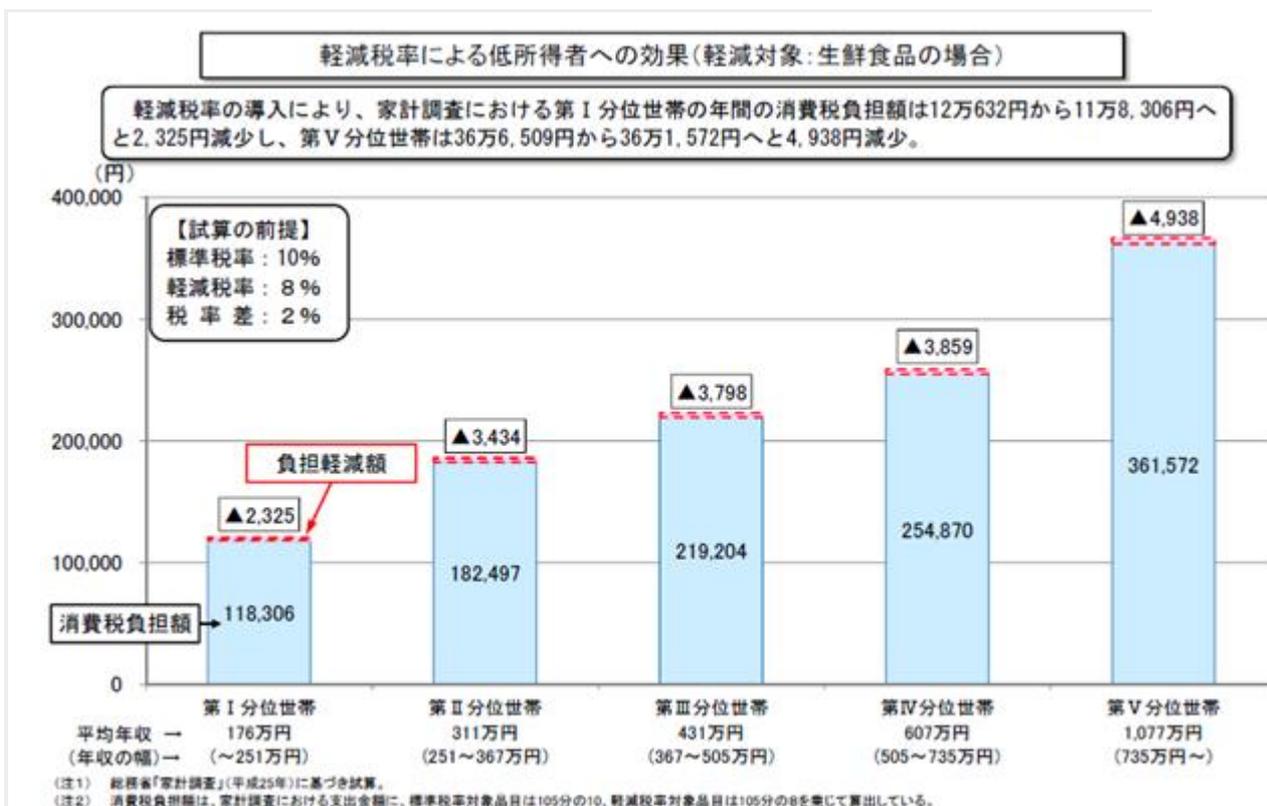
欧州の場合は、値段は内税、つまり消費税率込みの値段一本なのでこのような手間はなさそうに思われる。しかし現地で聞いた話では、そうでもない。

たとえば、セット商品について英国で聞いた話では、クリスマスシーズンにバスケットの中にチョコレートやワインなど税率の異なる商品を入れて販売する場合、事前に税務当局と相談して、商品の比率に応じた税率を「個別に合意する」そうだ。わが国でもそうなることが予想される。

もう1つ、容器の方が中身より高価な商品の取り扱いは厄介だ。銀食器(標準税率)に入って販売されるマスタード(軽減税率)の税率がドイツで裁判になった例がある。

実態は高所得者優遇税制 簡便な「消費税額還付政策」を

最後に経済効果である。与党協の資料によれば、経済効果は以下のとおりである。



与党税制協議会資料

拡大画像表示

この表で低所得者というと、第 1 分位の世帯（低い方から 2 割）であろう。生鮮食料品軽減税率によって受ける利益は年間 2325 円、一方第 5 分位（上位 2 割）は 4938 円と、軽減税率は高所得者優遇であることは明確に表れている。数千円のために、わが国経済には多大の手間がかかる。

はるかに手間のかからない 「低所得者消費税額還付制度」

このように生鮮食料品を対象にした場合、消費者は混乱し、スーパーなどの事業者や税務当局に大きなコストがかかることは目に見えている。「低所得者対策」のための軽減税率の効果・恩典が及ぶのは高所得者、というパラドックスも生じる。税率が 10% を超え「政治的にどうしても軽減税率はやむを得ないという」時期まで（例えば標準税率 15%、軽減税率 10%）可能な限り延ばすべきだ。

今回は、それに変わる簡便な「消費税額還付政策」を提言したい。この連載では何度も提言してきたのだが、来年 1 月からマイナンバーが導入されることになり、世帯単位の所得把握が可能になったことを受けて、もう一度改めて消費税還付制度の具体案を提言したい。

DIAMOND, Inc. All Rights Reserved.

```
<iframe src="//www.googletagmanager.com/ns.html?id=GTM-MB8ZLX" height="0"
width="0" style="display:none;visibility:hidden"></iframe> <iframe
src="//b.yjtag.jp/iframe?c=HnwCFYR" width="1" height="1" frameborder="0"
scrolling="no" marginheight="0" marginwidth="0"></iframe>
<iframe src="//o.advg.jp/oif?aid=7317&pid=1" width="1" height="1"></iframe>
```